

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成17年1月分）について

本日、北陸電力㈱から、「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する平成17年1月分の連絡があった。概要は以下のとおり。

平成17年1月28日、所内の暖房等に使用する蒸気を供給する補助ボイラーに水を供給しているポンプ3台のうち1台を分解点検中のところ、取り外した案内羽根（ポンプ内に吸い込んだ水を整流するための羽根）にひびが入っていることを確認した。

調査の結果、原因は、案内羽根を取り外す際に、ハンマーの衝撃により案内羽根の一部を損傷させたものと推定された。損傷した案内羽根は、取り替えることとしている。

本事象は、安全上問題となるものではなく、放射性物質の外部への放出もない。

参考北陸電力HP：<http://www.rikuden.co.jp/shika/osirase/pdf/05021001.pdf>

平成17年2月10日

原子力安全対策室

(直通) 076 (225) 1465

(県庁内線4234)